［削る］

［削る］

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第五条の四　政令第三十二条の三第四項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

２　政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　連結親法人（法第七十二条の十三第十一項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。）が第七十二条の三十九の四第一項の申立てをしたことを証する書類

二　法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三　政令第三十二条の三第四項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知）

第五条の五　法第七十二条の三十九の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の申立てに係る対象連結法人（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　第一号の申立てが行われた日

四　第一号の申立てに係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の五第一項に規定する法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度

五　その他参考となるべき事項

２　法第七十二条の三十九の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　第一号の申立てに係る相互協議において政令第三十二条の三第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

四　その他参考となるべき事項